

公益法人等に対する県民税の取扱いについて

昭和37年5月7日

37税第329号

総務部長

法第24条第3項及び第4項の規定に基づく事務所又は事業所の範囲については、地方税法及び同法施行に関する取扱いについての通達第2章第1節3に規定するところによるものであるが、特に下記の事項について留意のうえその取扱いにいかんのないようにされたい。

記

- 1 法第25条第1項第2号に掲げる法人が収益事業を行なう場合における均等割及び法人税割の課される事務所又は事業所並びに法人税法第2条第6号の公益法人等のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行なうものが収益事業を行なう場合における法人税割の課される事務所又は事業所とは、これらの法人等の主たる事務所又は事業所及び現実に収益事業を営む事務所又は事業所に限られるものであること。
- 2 これらの法人等が現実に収益事業を営む事務所又は事業所とは、収益事業を営むため一定の場所を設け、かつ、その収益事業にもつぱら従事する当該法人等の職員を配属しているものに限るものであること。
- 3 2以上の道府県又は市町村において事務所又は事業所を設けて収益事業を行なうこれらの法人等の法人税割の分割基準となる従業者は、当該法人等が行なう収益事業にもつぱら従事する当該法人等の職員に限るものとする。